

山口県報

令和7年
6月3日
(火曜日)

目次

○告示

洪水浸水想定区域の指定（河川課）……………一
洪水浸水想定区域の指定に関する告示の一部を改正する告示（六件）（河川課）……………二三



山口県告示第百八十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第二項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

佐波川水系佐波川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系横曽根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系甲久保川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系剣川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系須川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系清水川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系三谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系普明寺川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系十七谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系真尾川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系坂本川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系奈美川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系大井谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系中山谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

佐波川水系久兼川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系新田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系二ノ宮川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系矢井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系立石川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系十郎川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系大谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系串川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系上角川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系御所野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系三谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系奥河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系引谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系引廻川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系野谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系白井谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

佐波川水系高巢川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系小瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系瀬田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系駒ヶ迫川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系坂根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系西谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系関ヶ浜川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

小瀬川水系長谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

坂本川水系坂本川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

屋代川水系一本松川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称 三蒲川水系吉野川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 流田川水系流田川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 庄地川水系庄地川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 津原川水系津原川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称 山根川水系山根川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 立田川水系立田川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 宮川水系古川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 麻里布川水系麻里布川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

通津川水系通津川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系山崎川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系小土路川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系長田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系日積川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系若杉川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

由宇川水系大里川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

室岡川水系室岡川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

滝川水系滝川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

石神川水系石神川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

境川水系境川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

片野川水系片野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

柳井川水系黒杭川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

柳井川水系土井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

荒木川水系荒木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

大井川水系大井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

大井川水系神領川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

大内川水系熊川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系新堀川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系人数川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系奈良台川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系才賀川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系国木川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系竹尾川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系丸尾川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

田布施川水系貞延川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

桜川水系桜川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

光井川水系光井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系束荷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系溝呂井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系笠野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系中村川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系中村川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系石光川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系東川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系東繕寺川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系長野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系鳴川川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系末石川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系中山川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系田尻川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系川上川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系田代川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

島田川水系檜余地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系水無川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系笹見川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系柳井田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系四割川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事務所及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系舞谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

島田川水系別西川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

西の河原川水系西の河原川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

切戸川水系吉原川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

切戸川水系切山川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

玉鶴川水系玉鶴川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

末武川水系坂本川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

長沢川水系長沢川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

長沢川水系天田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

南若川水系百谷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

南若川水系金毛川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

樫野川水系干見折川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

樫野川水系四十八瀬川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

樫野川水系鍛冶畑川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系山田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系茶屋川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系朝田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系木崎川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系錦川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系問田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系菅内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

榎野川水系小鯖川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和7年6月3日 火曜日		山 口 県		報		(号 外—27)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系並山川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系牧川川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系石坂川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系坂本川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系幸之江川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系油川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系金山川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系古甲川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系幸之江川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系油川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	
二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系幸之江川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり	一 河川の名称 榎野川水系油川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深	次の図のとおり
所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)		所に備え置いて縦覧に供する。)	

一 河川の名称 土路石川水系土路石川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 土路石川水系由良川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）
一 河川の名称 植松川水系植松川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 五反田川水系五反田川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）
一 河川の名称 沢波川水系沢波川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系中山川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称 江頭川水系江頭川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 真締川水系戸石川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）
一 河川の名称 厚東川水系梅田川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系中山川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）
一 河川の名称 沢波川水系沢波川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系中山川	二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系古川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系丸田川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系大坪川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系善和川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系薬師川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系甲山川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系水河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系花香川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系雑佐川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり		（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	
一	河川の名称 厚東川水系長田川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系宗国川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系神崎川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系郷川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			

一	河川の名称 厚東川水系町絵川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系薬王寺川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系扇川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系桂坂川	二	指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）			
一	河川の名称 厚東川水系絵堂川		

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系碓川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系山崎川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系黒川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系山露川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系本郷川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系泉川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系八重川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚東川水系稲川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称 厚東川水系白水川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系青景川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系泉水川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系早栗川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系河原上川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系湯の上川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 厚東川水系今山川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 有帆川水系柳川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）	一 河川の名称 有帆川水系原川 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深 次の図のとおり （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称
有帆川水系小野川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系山根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系真名ヶ崎川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系浅地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系矢矯川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系今富川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
有帆川水系小河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
厚狭川水系大正川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称
厚狭川水系桜川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系平原川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系随光川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系原川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系沓野川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系平原川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系麦川川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系日永川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系常森川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系伊佐川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系内川川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系曾根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系筒井川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系河内川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

厚狭川水系砂地川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

前場川水系前場川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 河川の名称

糸根川水系糸根川

二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに宇部土木建築事務所及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十七号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（平成三十一年山口県告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

島田川水系島田川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

島田川水系島田川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

島田川水系東川に関する部分を次のように改める。

一 河川 島田川水系東川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

榎野川水系榎野川に関する部分を次のように改める。

一 河川 榎野川水系榎野川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

榎野川水系一の坂川に関する部分を次のように改める。

一 河川 榎野川水系一の坂川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

榎野川水系仁保川に関する部分を次のように改める。

一 河川 榎野川水系仁保川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により

当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十八号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（平成三十一年山口県告示第百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

佐波川水系島地川に関する部分を次のように改める。

一 河川 佐波川水系島地川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに周南土木建築事務所及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

由宇川水系由宇川に関する部分を次のように改める。

一 河川 由宇川水系由宇川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに岩国土木建築事務所及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

厚東川水系厚東川に関する部分を次のように改める。

一 河川 厚東川水系厚東川

- 二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

厚東川水系大田川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

厚東川水系大田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百八十九号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和二年山口県告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

切戸川水系切戸川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

切戸川水系切戸川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

末武川水系末武川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

末武川水系末武川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

真締川水系真締川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

真締川水系真締川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

有帆川水系有帆川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

有帆川水系有帆川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和二年山口県告示第二百六十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。

田布施川水系田布施川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

田布施川水系田布施川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課並びに柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

務所及び周南土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十一号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和二年山口県告示第三百七十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。
厚狭川水系厚狭川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

厚狭川水系厚狭川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百九十二号

洪水浸水想定区域の指定に関する告示（令和三年山口県告示第百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改める。
屋代川水系屋代川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

屋代川水系屋代川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務

所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎川水系宮崎川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

宮崎川水系宮崎川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

幸之江川水系今津川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

幸之江川水系今津川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）

井関川水系井関川に関する部分を次のように改める。

一 河川の名称

井関川水系井関川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所及び宇部土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）